



第90号  
2015年  
(平成27年1月)

# ほうじんちば ひがし



稻毛浅間神社（千葉県指定無形民俗文化財）

## 目 次

新年のご挨拶	2
第31回法人会全国大会	3
平成27年度税制改正提言活動	3
税務Information	4, 5, 6
納税表彰・消費税完納推進宣言	7
区民まつり・税を考える週間の活動	8
全国青年の集い秋田大会	9
社会貢献活動・公開講座	10
支部連合・女性部会バス視察研修	11
研修会開催報告	12

公益社団法人 千葉東法人会



この社会  
あなたの税が  
いきている  
税のシンボルマーク

ホームページの「会員紹介コーナー」登録(無料)受付中！  
<http://www.chibaho.jin.jp/> E-mail mail@chibaho.jin.jp



## 新年のご挨拶

公益社団法人 千葉東法人会  
代表理事・会長 大岩 哲夫

平成27年の年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

公益社団法人移行三年目を迎えた昨年は、当会活動の基軸である「税」の分野での諸事業はもとより、地域企業の発展や住民交流の活性化に寄与する活動を積極的に展開するなど、新しい公益法人制度のもとで求められる役割を果たし、定着させるべく取り組んで参りました。また当会の知名度向上と活動の浸透を図るためにパブリシティーを積極的に活用した結果、青年部会の租税教育活動が全国紙やTVのニュース報道で度々紹介されましたことは、当会の公益事業への取り組みが高く評価された証とも申せましょう。これも偏に千葉東税務署、千葉県を初め関係機関のご指導と地域社会の皆様のご理解、さらには本部・支部役員を中心とした会員の皆様のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

さて、安倍政権の経済政策の是非が争点となつた昨年末の解散総選挙の結果、引き続き自公政権が国政を担うこととなりましたが、長引いたデフレからの早期脱却と成長軌道への回帰のための政策に力強く取り組むことが期待されます。

一方この間、多くの中小企業経営者は景気回復感とは疎遠かつ先行きが見通せない中で、企業存続のために日々奮闘しております。日本経済の再生と持続的成長の実現には、地域経済の担い手でありわが国経済を支える中小企業が活力を取り戻すことが不可欠でありますし、地域の成長を甦らせる源泉にもなります。そのために政治の力強いリーダーシップのもと中小企業の活性化に向けた環境整備促進の道筋が明確になるよう強く望むとともに、企業自身も収益力を高めるための知恵を絞るなど、現状打破に官民一体となり立ち向かっていく必要があると存じます。

私ども千葉東法人会は、本年も結成以来の「健全な経営者を目指す会員が、申告納税制度の普及と確立に寄与し社会の発展に貢献する」という理念に立って、組織基盤の充実強化を図りつつ、地域社会への一段の貢献に努めるべく気持ちを新たにしているところでございます。

結びにあたり、税務ならびに県当局をはじめ関係各位には引き続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、新たな年が皆様にとりまして明るい展望が開ける年となりますよう心からお祈りし、新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

千葉東税務署  
署長 後藤 一誠

平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

大岩会長はじめ公益社団法人千葉東法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。どうぞ本年も引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

新年を迎えたが、昨今の政治・経済の変化は目まぐるしく、税を取り巻く環境は一層複雑化する様相を呈しております。私どもはこれから様々な課題に直面するものと思われますが、今年も時代の要請に応じた適正な税務行政を運営していくため、鋭意努力する所存でございます。

いよいよ、平成26年分の所得税、個人事業者の消費税の確定申告及び贈与税の申告期が近づいてまいりました。私どもは、これらの事務を円滑に遂行するため、署を挙げて取り組んでまいる所存でございますが、貴会の皆様のご協力なしに乗り切ることはできません。本年も引き続きご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、御承知のとおり昨年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられました。この消費税は、税を最終的に負担する消費者からの預かり金的な性格を持つ税金であります。それゆえ、滞納となってしまいがちな税金の一つでもあります。税務署においても、滞納の未然防止に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。また、このたび貴会におかれましては、消費税の完納推進宣言をしていただき感謝申し上げます。皆様方におかれましても、期限内納税についてお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

ところで、e-Taxにつきましては、かねてより法人、個人の確定申告や各種手続きの利用拡大をご協力いただいているところですが、納税証明書のオンライン請求につきましても、e-Tax同様に利用促進についてお力添えいただければ幸いです。

そのほか、貴会の皆様には、税知識の普及活動として税に関する各種研修会や、子供たちへの租税教育への積極的な参画など多大なるご支援をいただいております。いずれも将来を見据えた重要な取り組みと考えており、皆様方のご支援にあらためて深く敬意を表しますとともに、今後とも良きパートナーとして共に歩んでいただけることを願っております。

結びにあたり、公益社団法人千葉東法人会の益々の御発展、会員の皆様の御繁栄並びに御健勝を心から祈念し、新年のご挨拶といたします。

## 第31回法人会全国大会・平成27年度税制改正提言活動



平成26年10月16日（木）、第31回法人会全国大会（栃木大会）が栃木県宇都宮市栃木県総合文化センターにて1,900名を超える全国の法人会会員参加のもと盛大に開催されました。

式典に先立つ記念講演では「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」と題してTBSテレビ報道局 解説・専門記者室長 杉尾秀哉氏の講演が行われました。

式典は公益財団法人全国法人会総連合池田会長の主催者挨拶、来賓祝辞等に続き、平成27年度税制改正提言のとりまとめに関する報告ならびに平成25年度租税教育活動最優秀に選ばれた松戸法人会青年部会の「落語による租税教室」の報告が行われ、最後に大会宣言の発表があり閉会となりました。

千葉東法人会では3月～4月に実施した平成27年度税制改正に関するアンケートを踏まえて、税制委員会で要望事項をとりまとめ、千葉県連へ提出いたしました。

11月26日（水）には、大岩会長と税制委員会の代表が千葉市の鈴木達也副市長を訪ね、全国法人会総連合でとりまとめた「平成27年度税制改正に関する提言」に基づく要望活動を実施しました。会談では税制改正に関する事項はもとより千葉市のまちづくり等について意見交換が行われました。また、これに先立つ11月18日、地元選出国會議員（参議院）に対しても同様の要望活動を実施しました。

なお、「平成27年度税制改正に関する提言」の内容は、当会ホームページの「法人会とは」に記載しておりますのでご参照ください。



千葉市への税制改正提言

### 平成27年度税制改正スローガン

【総 論】	まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を！ 厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！
【法 人 税】	法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを！
【事業承継税制】	本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

### 大 会 宣 言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実行税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成26年10月16日  
全国法人会総連合全国大会

# 「国外財産調書」の提出制度について

平成24年度の税制改正により、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく制度（国外財産調書制度）が創設され、平成26年1月から施行されています。

### 1 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方です。

### 2 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（いずれも「邦貨換算」）。

### 3 提出期限（平成26年12月31日分）

平成26年12月31日における国外財産の保有状況を記載し、平成27年3月16日（月）までに提出していただくことになります。

### 4 その他の措置

国外財産調書の提出制度には、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について加算税の加重・減算措置が設けられており、また、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為については罰則が適用されます。

※ 国外財産調書の作成に当たっては「記載例」等をご確認いただき、記載漏れ、記載誤り等がないよう、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

**e-Tax**  
データ送信!  
又は  
書面で提出!

便利な 申告書の作成は  
「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。  
また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

# 法定調書の作成・提出は、



法定調書は、書面による提出のほか、①e-Tax、②e-Taxソフト(WEB版)又は③光ディスク等(CD・DVD等)により提出することができます。

## ① e-Tax、②e-Taxソフト(WEB版)による提出

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

詳しい情報は、裏面のほか、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス で 検索  ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))

## ③ 光ディスク等による提出

光ディスク等により提出する場合には、以下の『光ディスク等による法定調書の提出が義務化されています！』に該当する場合を除き、事前に申請が必要です。また、提出する規格等が定まっており、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧いただか、最寄りの税務署までお問い合わせください。

提出に当たってはセキュリティの確保のため、データの暗号化(自己復号型)を行って提出することをお勧めいたします。

**【光ディスク等による法定調書の提出が義務化されています！】** ~法定調書ごとの提出枚数が1,000枚以上となった場合~

法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等により提出しなければならないこととされています。

なお、この場合、光ディスク等で提出することについて、税務署への事前の申請は必要ありません。



国税局・税務署

平成26年9月

# e-Taxソフト(WEB版)でCSV読み込みが便利!

- e-Taxソフト(WEB版)は、e-Taxソフト(通常版)のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web上の入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成したCSVファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Taxソフト(WEB版)で作成できる法定調書(及び同合計表)
  - 給与所得の源泉徴収票
  - 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
  - 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書
  - 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(社会保険診療報酬基金用)
  - 不動産の使用料等の支払調書
  - 不動産等の譲受けの対価の支払調書
  - 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
  - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



**CLICK!!**

e-Taxを初めて利用する方は①から開始届出書を作成・提出してください。

既にe-Taxをご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。

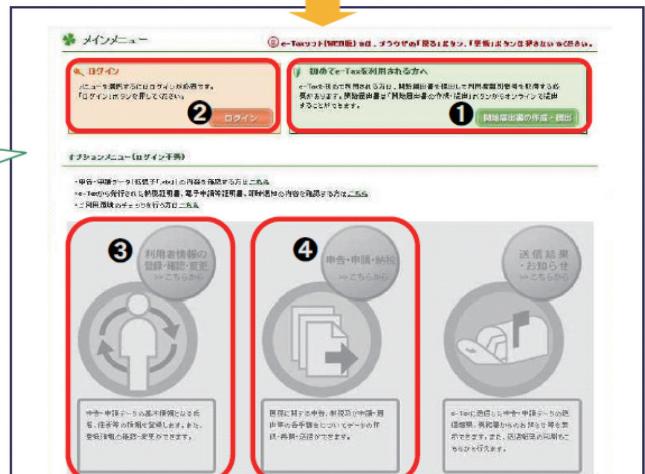


① 源泉徴収票・各支払調書の作成

作成帳票	作成ノボル選込	合計枚数	訂正クリア
給与所得の源泉徴収票	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>
報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>
報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(社会保険診療報酬基金用)	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>
不動産の使用料等の支払調書	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>
不動産等の譲受けの対価の支払調書	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	<input type="button" value="選択"/>	0枚	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="クリア"/>

② 法定調書合計表の作成

次へ →



「読み込」ボタンを選択し、提出する法定調書のCSVファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。

その後、法定調書合計表を併せて作成します。

- (注) 1 e-Taxソフト(WEB版)で作成できる法定調書の作成枚数の上限は各調書につき100枚です。
- なお、平成27年1月5日以降、上限は5,000件かつデータサイズ10MBとされる予定です。
- 2 インストールしたe-Taxソフト(通常版)を利用して法定調書を作成することも可能です。
- 3 e-Taxで法定調書等を送信する場合は、電子証明書(電子署名)の添付が必要です。



e-Taxホームページに掲載されている入力フォーマット等により作成したCSVファイルを読み込みます。なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

電子署名の付与…

電子署名の削除…

電子署名枚数1枚

次へ →

※ 画面は平成26年8月現在の情報に基づいて作成しています。

## 平成26年度納税表彰

11月13日（木）千葉市民会館において、千葉東税務署平成26年度納税表彰式が行われ、申告納税制度の普及発展や租税教育推進等に貢献した6人に署長表彰状が、10人2法人に署長感謝状が贈られました。また、中学生の「税についての作文」表彰では千葉東法人会会长賞として銀賞を授与しました。

この日は千葉東税務署団体長会による「消費税完納推進宣言式」も行われ、宣言式では大岩会長が税務関連六団体を代表して「消費税の期限内完納推進のために各団体の様々な活動を通じ、積極的に取り組む」ことを宣言。後藤千葉東税務署長に宣言書を手渡しました。

なお、千葉東法人会関係で受彰された方々は下記のとおりです。

また、表彰式終了後には税務関連六団体主催の祝賀会が京葉銀行文化プラザに会場を移して開催されました。

### ◆千葉東税務署長表彰（敬称略）

☆遠藤 平（常任理事）株式会社遠藤アソシエイツ

☆秋葉 邦男（研修部会副部会長）アスカ自動車工業株式会社

### ◆千葉東税務署長感謝状（敬称略）

#### 税務功勞

☆秋元 浩（院内支部長）カヲル興業株式会社

☆桑田 忠行（青年部会長）桑田不動産株式会社

☆笠 よし子（女性部会長）特定非営利活動法人CYクラブ

☆岡部 敏明（大宮支部長）株式会社美研工業

#### 租税教育推進功勞

☆公益社団法人 千葉東法人会



千葉東税務署長表彰受彰者



千葉東税務署長感謝状受彰者

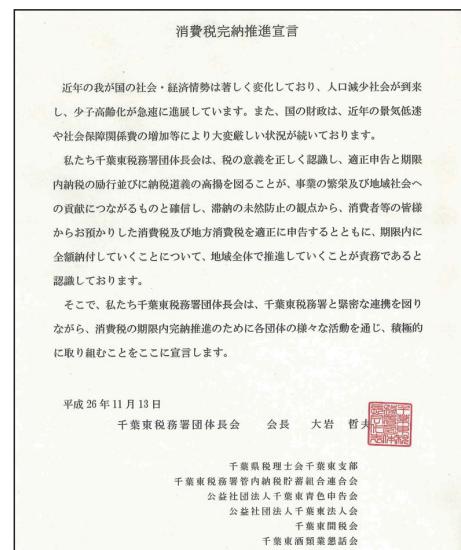


租税教育推進功勞

## 消費税完納推進宣言



消費税完納推進宣言式 平成26年11月13日（木）



## 区民まつりでの税の啓発活動



10月19日（日）、千葉市の中央公園および近接商店街を会場に、恒例の「第22回千葉市中央区ふるさとまつり」が秋空のもと多くの地域団体や市民グループの参加のもと開催されました。

中央公園会場の千葉東法人会ブースでは、『税金クイズ』や『一億円と一緒に写真を撮るコーナー』など法人会ならではのイベントに国税庁e-Taxキャラクターのイータ君も駆け付け、終日たくさんの来場者でにぎわいました。

なお、11月2日（日）開催予定でした若葉区民まつりにも千葉東法人会ブースの出店を予定していましたが、まつり会場のグランドコンディション不良により中止となりました。



## 税を考える週間（平成26年11月11日～17日）の街頭広報活動

11月11日（火）の午後、そごう千葉店前イベントスペースで税に関する啓発を目的に街頭キャンペーンを実施しました。当日は事業委員と女性部会員を中心に総勢23名が、千葉東税務署長をはじめ幹部の皆様とともに千葉東法人会オリジナルの「e-Tax推進ウェットティッシュ」や税の啓発用チラシを配布し、多くの市民に適正納税を呼び掛けました。



## 全国青年の集い「秋田大会」に参加して



全法連青連協会長が「租税教育活動はほぼすべての単位会で実施されるに至り、今後は各地の活動の質をより高めていきたい」と述べられ全国の青年部会員に協力をもとめました。

その後、秋田県知事をはじめ来賓の方々の祝辞があり、前日行われた租税教育活動プレゼンテーションの結果発表及び表彰に移りました。

エントリーした12の法人会の中から最優秀賞に選ばれたのは、徳山周南法人会（山口）の「第4回こどもちゃ！商店街」また優秀賞は中津川法人会（岐阜）の「学ぶ・教える」と立川法人会（東京）の「租税教室全校実施の波を全国へ！」がそれぞれ受賞しました。

最優秀賞を受賞した「こどもちゃ！商店街」とは、実際の商店街を活用したいわばキッザニアのようなものです。毎年11月の勤労感謝の日は徳山市内の商店街が「子どものまち」に変身、子供たちはまずはハローワークで職を探し就職、仕事をして賃金を得るという疑似職業体験を通じ税金の大切さを学ぶという独自のプログラムで、子どもたちはコスプレするなど、かなり本格的なものになっていました。手法こそ違いますが、体験型租税教育活動という意味で、千葉東法人会青年部会の「千葉の親子三代夏祭り屋台村子供店長」と相通じるものを感じました。

式典後の記念講演では、秋田県出身の橋本五郎氏（読売新聞特別編集委員）が「リーダーはいかにあるべきか～ユタカな国・美しい心をつなぐために～」と題して講演されました。政治の話から始まりましたが、最後は橋本文庫のエピソードや家族、特に母親に対する想いを語られ大変感銘をうけました。

会場外では来年の開催予定地である茨城県法人会連合会青年部会連絡協議会のメンバーがPR活動を積極的に行っており、2014水戸の梅大使（梅むすめ）と一緒に記念撮影におさまり、来年の再会を約束しました。

講演会後には物産展等で買い物をし、夜の懇親会では「きりたんぽ」をはじめとする秋田名物に舌鼓を打ちながら、部会員相互の親睦を深めました。

今回の秋田大会への参加を通して法人会青年部会の活動の意義を再確認し、今後とも租税教育活動等、社会に貢献する活動に取り組んでいく思いを強くいたしました。

青年部会幹事 小川 智之 (有)東葉企業)



## 女性部会役員がショッピングセンターで献血を呼びかけ

9月21日（日）、10月19（日）千葉市内の大型ショッピングセンター アリオ蘇我の一画に日赤千葉県赤十字センター移動採血車のオープン献血会場が開設されました。

近年は献血協力者の減少が懸念される中、家族連れや買い物客でにぎわう休日のショッピングセンターで、女性部会メンバーは“一人でも多く”との思いで献血の協力を呼びかけました。



## 女性部会の地域社会貢献

千葉市第94回地域社会貢献者・寄附行為者感謝状贈呈式が11月25日（火）にオークラ千葉ホテルにて行われ、千葉東法人会女性部会が感謝状（社会福祉事業に寄付）をいただきました。

昨年5月に開催した女性部会創設30周年記念式典祝賀会の参加者からの浄財を千葉市社会福祉基金に寄贈したことによるものです。



## 平成26年度 公開講座



## 会員増強運動のお礼



組織委員長  
篠原 正人  
株式会社 篠原旅館

平成26年度会員増強統一月間運動の実施に際しましては、支部役員をはじめ会員の皆様にはご多忙且つ厳しい環境の中、ご苦労をおかけしご尽力頂きましたこと誠にありがとうございました。また力強いご支援を頂きました関係金融機関の皆様にも深く感謝申し上げます。

本部といたしましてもより多くの会員の皆様に参加頂ける機会の向上を目指し、各種事業を進めて参りますので、今後とも会員維持・増強に向けてご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします。



**第一支部連合 平成26年11月18日(火)**  
リニア見学センター・忍野八海・井出醸造



リニア試験車両



**第二支部連合 平成26年11月5日(水)**  
記念艦三笠・ヨコスカ軍港クルーズと秋の三溪園

## 支部連合バス視察研修

支部連合バス視察研修が11月に各地で開催されました。車中では税金クイズ、  
bingoゲーム等行い、会員相互の親睦交流も図れた有意義な一日を過ごしました。  
第三支部連合のバス視察研修は27年2月実施の予定です。



**第四支部連合 平成26年11月10日(月)**  
小江戸・川越めぐり・うなぎの老舗でのお食事



川越を走るレトロなバス



**第五支部連合 平成26年11月19日(水)**  
記念艦三笠・三崎漁港・三崎フィッシャリーナ



**女性部会バス視察研修**  
平成26年10月27日(月)～28日(火)  
アサヒビール福島工場・鶴ヶ城・大内宿  
宿泊地 福島県高湯温泉旅館「玉子湯」



<p><b>マネジメント シミュレーション研修</b></p> <p>日 時 10月20日(月)～22日(水)</p> <p>場 所 千葉情報経理専門学校</p> <p>参 加 者 7社10名</p> <p>内 容 昨年はじめて開催し好評だったことから、千葉情報経理専門学校の先生を講師として次代の経営を担う若手後継者や幹部が、基本的な経営思考能力を高めることを目的に、マネジメントゲームを活用した会社経営のシミュレートを通してマネジメント能力を身につける疑似体験学習を行いました。</p> 	<p><b>法人税申告書作成研修会</b></p> <p>日 時 11月5日(水)</p> <p>場 所 千葉商工会議所会議室</p> <p>参 加 者 26社29名</p> <p>内 容 千葉東税務署の担当官を講師として、法人税申告書別表作成から申告までを留意事項、計算等を交えた実務に役立つ研修を行いました。</p> 
<p><b>消費税申告書作成研修会</b></p> <p>日 時 11月18日(火)</p> <p>場 所 千葉県経営者会館会議室</p> <p>参 加 者 21社22名</p> <p>内 容 千葉東税務署の担当官を講師として、消費税のあらまし、消費税及び地方消費税の申告書（一般用・簡易課税用）についてテキストを用い演習問題等で理解を深めました。</p> 	<p><b>ホームページ(HP)制作講座</b></p> <p>日 時 12月2日(火)～3日(水)</p> <p>場 所 千葉情報経理専門学校</p> <p>参 加 者 9社12名</p> <p>内 容 千葉情報経理専門学校DTPデザイン科の先生を講師として、インターネットでHPを公開する仕組みなど基本知識を中心に、独学ではなかなか難しいスキルを学び、自社のHP制作に取り組みました。</p> 

## 研修会 開 催 報 告

### 研修・説明会等のご案内 (平成27年2月～5月)

	2月	3月	4月	5月	備 考
新設法人説明会	18日(水)	—	15日(水)	—	「会社の誕生と税金について」 13：30～16：00 千葉県経営者会館(2/18) 千葉東税務署 5階会議室(4/15)
決算法人説明会	—	18日(水)	8日(木)	13日(水)	「決算や申告にあたっての留意事項について」 13：30～16：00 千葉県経営者会館(3/18) 千葉東税務署 5階会議室(4/8, 5/13)
税の無料相談日	6日(金) 13日(金) 20日(金) 27日(金)	6日(金) 13日(金) 20日(金) 27日(金)	3日(金) 10日(金) 17日(金) 24日(金)	1日(金) 8日(金) 15日(金) 22日(金)	10：00～16：00 千葉県経営者会館相談室 あらゆる税の相談に応じております

※会場等は変更になる場合がございます。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局(241-4170)までお問い合わせください。



## ちばぎん ビジネス センター

中小企業・  
個人事業主の  
みなさまの  
事業資金に  
お応えするための  
ご相談専用  
センターです。

**【留意事項】**●『お借り入れご相談シート』によるご相談については、「ちばぎんビジネスセンター」担当者からの電話連絡を経て、正式な申込は別途手続が必要となります。●ご相談の内容によっては、「ちばぎんビジネスセンター」でのお取扱いが出来ない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

まずは  
ご相談  
ください!  
スピーディーに、きめ細かく  
対応させていただきます!

千葉銀行

ご相談は電話・FAXで。

お電話での受付は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。(ただし銀行の休業日を除きます)FAXでのご相談は24時間受付けています。

専任の担当者が承ります。

地域別の専任担当者が個別にお客さまのご相談を承ります。

ちばぎんとお取引きのない方でもお気軽にご相談ください。

専用のFAXご相談シートに必要事項・銀行からのご連絡希望日時を記入し送信していただければ、専任担当者からご連絡させていただきます。もちろんお電話でのご相談も承ります。

TEL. ☎ 0120-111-523 FAX.0120-555-236

—電話による受付時間 9:00~17:00(月~金ただし銀行の休業日を除きます)—

ちばぎんホームページ <http://www.chibabank.co.jp/>

### 法人向けインターネットバンキング ちば興銀コスモス WEB

ご利用のパソコンがATMに! ちば興銀があなたの業務をサポートします。

ちば興銀 検索

### α BANK ビジネスローン

私たちアルファバンクが、千葉県内で活躍されている  
中小企業経営者のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えいたします。

## 無担保 最高 1億円

α BANK ビジネスローンの主な特長

- 簡単なお申込み・スピード回答
- 無担保・第三者保証人不要
- 担保がある場合は金利優遇あり

くわしくは京葉銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。商品内容については、ホームページでもご案内しています。 京葉銀行 検索

### 千葉信用金庫 ビジネスローン 快速! 300

個人  
事業者  
専用

手続き簡単!  
スピード回答  
無担保最高300万円

事業者向けローン ご融資金額最高5,000万円  
(そくせんりょく)  
即・チ・カスペシャル

●本商品については商品タイプ毎に、ご融資金額・ご融資利率・ご融資期間等が異なりますので、詳しくは当金庫の本支店にお問合せください。●審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

くわしくは当金庫の本支店にお気軽にお問い合わせください。

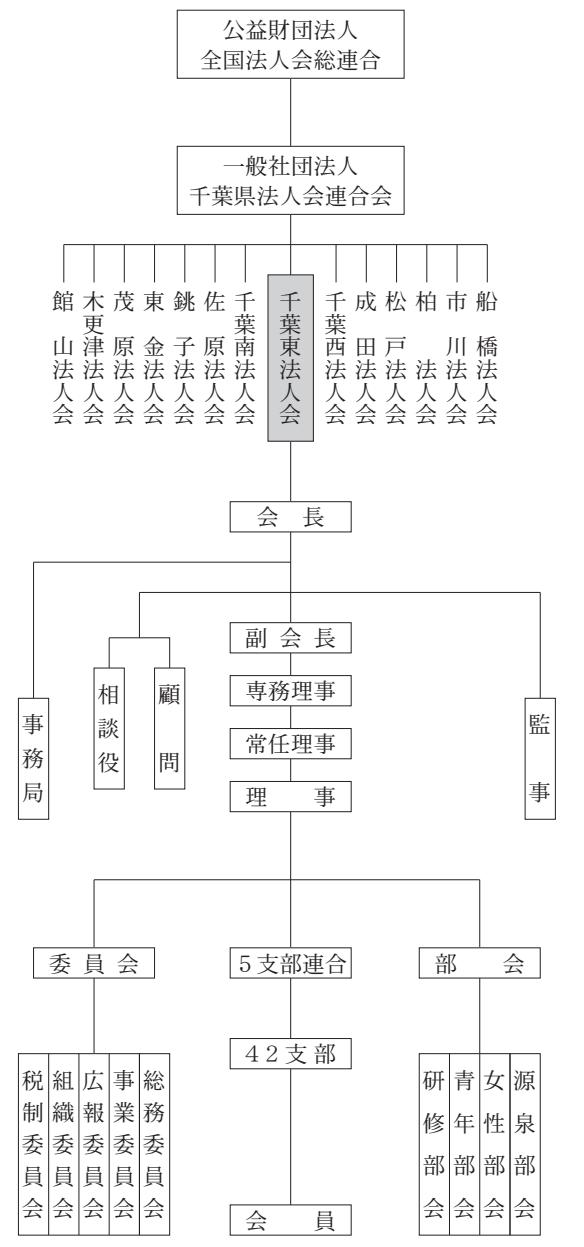
千葉信用金庫  
<http://www.shinkin.co.jp/chibashkb/>

## 法人会の輪を広げよう!!

\*法人会は

よき経営者をめざすものの団体として  
会員の積極的な自己啓発を支援し  
納税意識の向上と企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

\* 組織図



表紙写真

稻毛浅間神社十二座神楽（千葉県指定無形民俗文化財）



新嘗祭(11月23日)の年4回奉納されます

今から約500年前の永正元年（西暦1504年）に九州方面から来た神楽の名手が当時の村人に伝え、今日まで伝承・保存されています。昭和37年5月に千葉県指定無形民俗文化財となりました。

● 編集後記 ●

千葉東法人会の会員の皆様あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年来、我々中小企業経営者を取り巻く環境はますます厳しさを増し、時代の潮流が激しく変化する中にあって国内外の経済情勢は全く予断を許さない状況でございます。

ご承知の通り、ここ一年余りの間にも為替相場の変動によって、円安の恩恵を受けた企業もございますが、反面大きなダメージを受けている企業もございます。

一方ではまだ進まぬ震災復興や老朽化するインフラ、雇用のミスマッチ、教育問題、社会保障、食の安全性など解決すべき難問が山積しておりますが、いかなる環境であろうと我々経営者は止まるわけにはまいりません。

事業継続する為にあらゆる可能性を探り、計画し速やかに行動しなければ明日がありません。よく会社のライバルは「同業他社ではなく時代の変化」だと言われます。変化にどう対応していくのかが、今までに問われているかもしれません。

皆様にとりまして新年がより佳き年でありますよう心からご祈念申し上げます。

広報委員 池田 銀藏

(有)新都市不動産コンサルタント

公益社団法人 千葉東法人会広報誌第90号  
○発行所 公益社団法人 千葉東法人会  
千葉市中央区千葉港4番3号  
千葉県経営者会館3F  
☎ 043-241-4170

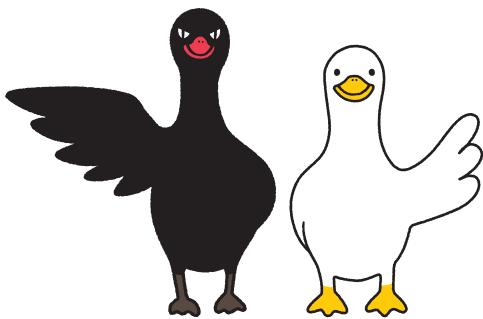
(平成27年1月発行)

夫会彦きか  
哲員壽さ  
岩委社  
報澤會  
大広江株式  
人集者刷  
行會員  
○發  
○編  
○編集責任  
○印

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成25年度「インシュアラント生命保険統計号」



がんを含む

病気や  
ケガの  
備えに

ちゃんと応える  
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	日帰り入院から 入院5日目まで	一律5日分	<b>2.5万円</b>
	入院6日目以降	1日につき	<b>5,000円</b>
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	<b>20万円</b>
	手術	入院中の手術 1回につき	<b>5万円</b>
放射線治療	入院しなくても 1回につき		<b>5万円</b>
入院前後の 通院	入院前も、退院後も 1日につき		<b>3,000円</b>

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円  
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2014年9月22日現在



女性の方には〈ちゃんと応える医療保険レディースEVER〉もあります。



ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に  
備えたい



3年ごとに  
3万円の  
お祝い金

—法人会—  
生存祝金特約  
—法人会—

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで



—法人会—

新  
生きるための  
がん保険 Days

アフラック最新のがん保険、新登場!

Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合  
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新)

診断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	<b>50万円 5万円</b>
入院	1日目から 日数無制限	1日につき		<b>5,000円</b>
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき		<b>5,000円</b>
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき		<b>10万円</b>
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき		<b>10万円</b>
三大治療			治療を受けた月ごと	
抗がん剤	入院しなくとも		5万円 乳がん・前立腺がんの ホルモン療法のとき	<b>2.5万円</b>
			▼上皮内新生物は保障の対象外	更新後の保険期間を含め通常300万円まで

\*Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

\*がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ  
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新)

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

\* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料  
は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2014年9月22日現在



女性の方には〈新 生きるためのがん保険レディースDays〉もあります。



ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの  
先進医療に [がん先進医療特約]  
備えたい

がん再発の  
リスクに  
備えたい

NEW



●「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や〈総合先進医療特約〉〈生存祝金特約〉〈診断給付金複数回支払特約〉の中途付加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。●商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

**Aflac アフラック**  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番センシティビルディング11F

法人会フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF 法推 -2014-0032-1410542 8月28日



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



千葉支社/千葉市中央区新宿2-5-3  
TEL 043-247-8861



千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1  
(WBGマリブイースト21F) TEL 043-350-3170